

『安全・安心まちづくり 川西市・猪名川町住民大会』を開催

犯罪のない明るく安全で安心して生活できるまちづくりについて、楽しみながら考えるきっかけにしてみてください。

◇とき 11月16日
(金)午後2時開演
◇ところ 川西市みづなホール
催しの内容

①安全安心講演会
演題 元気な若者が育つまちづくり



▲山崎清治さん



▲あまゆいず

講師 山崎清治さん
(NPO法人生涯学習サポート兵庫理事長)

②音楽演奏
出演 あまゆいず(ギターとピアノで弾き語る兵庫県出身の元保育士デュオ)
◇参加費 無料
◇問合せ 企画協働課(☎766・87783)
川西防犯協会(☎759・8718)

メガソーラー設置運営事業者による説明会を開催

町では、再生可能エネルギーの普及・拡大などの推進や町有地の有効活用として、つつじが丘地区内の大規模太陽光発電施設(メガソーラー)設置に向けた取り組みを進めています。

このたびは、誘致事業者の交渉相手が決まりましたので、次のとおり説明会を開催します。

▼とき 11月18日(日)午後7時
▼ところ つつじが丘小学校体育館(車での来場は遠慮ください)
▼内容 大規模太陽光発電施設の事業概要
▼問合せ 都市環境課(☎766・8704)

住基カードをつくりませんか?

●住民基本台帳カードとは?

住民基本台帳カード(住基カード)は町が交付するICカード(キャッシュカード大のプラスチック製カード)です。

●こんな時に便利です!

写真付きタイプは、金融機関や市区町村窓口などで、運転免許証などと同様に



●申請・交付手続きに必要なものは?

①住基カード発行手数料500円(公的個人認証サービスには別途500円必要です)
②本人確認資料(官公署発行の顔写真付き証明書(運転免許証・パスポートなど))

●確定申告なども自宅のパソコンからできます

さらに、「公的個人認証サービス」の手続きをすれば、住基カードを使って、自宅のパソコンから、インターネットで所得税の確定申告や自動車保有関係手続きなどの行政手続きを行うこともできます(利用に

▼問合せ 住民保険課(☎766・8700)

は、ICカードリーダーライタが必要となります。



伊丹県税務所からのお知らせ

◆個人事業税の納税を!

個人事業税は、所得税・住民税とは別に、物品販売店・飲食店・クリーニング店・医院など個人で事業を行う人にかかる県税です。

第2期分の納期限は、11月30日(金)です。納期限までに最寄りの金融機関で納めてください。

問い合わせは、伊丹県税務所(☎785・9417)へ。

詳しくは、e-Taxホームページ(☎http://www.e-tax.nita.go.jp)をご覧ください。
問い合わせは、伊丹県税務所(☎779・6121)へ。

◆国税庁ホームページの「確定申告書作成コーナー」(ICT)を利用して申告書などを作成してみませんか?
画面の案内に従って金額などを入力すれば税額などが自動計算され、所得税の申告書や青色決算書、贈与税の申告書などが作成できます。提出方法は、①電子申告(e-Tax) ②書面申告の2通りあります。

◆国税庁ホームページの「確定申告書作成コーナー」(ICT)を利用して申告書などを作成してみませんか?
画面の案内に従って金額などを入力すれば税額などが自動計算され、所得税の申告書や青色決算書、贈与税の申告書などが作成できます。提出方法は、①電子申告(e-Tax) ②書面申告の2通りあります。

◆国税庁ホームページの「確定申告書作成コーナー」(ICT)を利用して申告書などを作成してみませんか?
画面の案内に従って金額などを入力すれば税額などが自動計算され、所得税の申告書や青色決算書、贈与税の申告書などが作成できます。提出方法は、①電子申告(e-Tax) ②書面申告の2通りあります。

◆国税庁ホームページの「確定申告書作成コーナー」(ICT)を利用して申告書などを作成してみませんか?
画面の案内に従って金額などを入力すれば税額などが自動計算され、所得税の申告書や青色決算書、贈与税の申告書などが作成できます。提出方法は、①電子申告(e-Tax) ②書面申告の2通りあります。

源泉所得税年末調整説明会を開催

とき	ところ
11月26日(月) 午後1時30分～ 同3時30分	いたみホール (伊丹市宮ノ前1-1-3)
11月27日(火) 午後1時30分～ 同3時30分	みつなかホール (川西市小花2-7-2)

※駐車場はありませんので公共交通機関をご利用ください。

町税の「休日納税相談窓口」

平日に納税相談などが困難な人を対象に、町税の「休日納税相談窓口」を臨時に開設します。当日は、納税相談のほか、町税の納付もしていただけます。
▶開設日時 11月25日(日)午前10時～午後3時
▶ところ 日生住民センター
▶問合せ 税務課(☎766-8702)

お忘れなく!

国民健康保険税・後期高齢者医療保険料(5期)、介護保険料(6期)の納期限は11月30日です。町税の納付は便利な口座振替のご利用を!

消費生活のアドバイス

> 204 <



～業者に連絡して、別の契約を勧められた場合～

《事例》

夜間、トイレが詰まってしまった。以前「24時間対応 水回りのトラブル解決」というマグネットの広告を冷蔵庫に貼りつけていたのを思い出し、あわてて業者に「トイレの詰まりを修理して欲しい」と電話連絡をした。

業者はしばらくしてやって来て、トイレを少し触っただけで、「これはもう古いので壊れています」「新しい便器に取り換えないと直らない」と取り換えを勧めてきた。

確かに15年以上経つので業者の言うとおりにかと思いつつ、「お願いします」と答えた。その後、業者から便器取り換えの工事代金が50万円と聞かされた。

翌日、よく考えると値段も高いので解約したいと思いつつ、業者に連絡すると「あなたが入り込んできたのだから、解約できない」と断られた。どうすればよいか。

《対応》
(60歳代 女性)
新しい便器の取り換えは

クーリング・オフ(無条件解除)の対象になりますので、クーリング・オフのハガキを出し、契約を解約することができました。

《解説》

クーリング・オフ(無条件解除)は、訪問販売や電話勧誘販売など不意打ち性のある販売方法から消費者を守るための制度です。

事例の場合、相談者が電話で業者に申し込んだのは「トイレの詰まりの修理」です。本人の申し込みのとおりに修理されたのであれば、クーリング・オフはできませんが、事例では、業者より本人の申し込みとは違う「新しい便器の取り換え工事」を勧められ、契約を行いました。

そのため、この契約はクーリング・オフの対象となる訪問販売による契約と考えることができます。訪問販売による契約の場合、業者は契約書を消費者に渡さなければなりません。消費者は契約書面を受け取った日から8日間クーリング・オフができます。

事例の他にも、台所の水漏れの修理を申し込むと、消費者が申し込んだ以外の契約を勧められて契約させ、消費者が連絡しても解約できないなど、クーリング・オフを妨害する業者の相談が寄せられています。

「おかしい」「わからない」と思われたら、消費生活相談コーナーに連絡してください。

疑問な点は、同コーナー(☎766・1110)へ。